

2020 年度

「新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業」公募要領
(旧：ベンチャー企業等による新エネルギー技術革新支援事業)

公募締切日

2020 年 10 月 9 日(金) 正午 必着

郵送又は特定信書便のみで受け付けます。

【ご注意】府省共通研究開発管理システム(e-RAD)への事前登録について

本事業への提案には、予め、「府省共通研究開発管理システム(e-RAD)」へ所属研究機関及び研究代表者の登録を行うと共に、応募情報の申請及び応募内容提案書の提出が必要です。

上記登録手続きは、2週間以上かかる場合があるので、余裕をもって実施してください。複数の事業者で提案する場合には、提案者及びその他の提案者について、機関毎に、e-RADに申請してください。

詳細については、e-RAD ポータルサイトを参照してください。また、不明な箇所がある場合には、e-RAD ヘルプデスクまでお問い合わせください。

◆e-RADポータルサイト：<https://www.e-rad.go.jp/>

◆e-RAD利用可能時間帯：平日、休日共に0:00~24:00
(国民の祝日及び年末年始も、利用可能です。ただし、サービス時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。)

◆e-RAD ヘルプデスク：Tel:0570-066-877
(平日 9:00~18:00 ※国民の祝日及び年末年始を除く。)

重要

上記の e-RAD による申請をしない場合、提案を受理できませんので、ご注意ください。

2020 年 9 月 10 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構イノベーション推進部

目次

1. 事業の概要	5
(1) 背景.....	5
(2) 目的.....	6
(3) 事業の特徴.....	6
(4) 事業の内容.....	7
(5) ステージゲート審査.....	9
(6) 実施体制.....	9
(7) 助成対象費用.....	9
2. 応募の要件	9
(1) 全フェーズ共通	9
(2) 各フェーズ.....	11
3. 応募にあたっての留意事項.....	13
(1) 本事業における重複応募の排除.....	13
(2) 本事業以外の事業との重複応募の排除.....	13
(3) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応.....	13
(4) 研究活動の不正行為への対応.....	15
(5) NEDO における研究不正等の告発受付窓口	16
4. 提出期限及び提出先.....	17
5. 応募方法.....	18
(1) 府省共通研究開発管理システム(e-RAD)への登録.....	18
(2) 提案に必要な書類等の作成.....	19
(3) 提出書類及びデータに関する注意事項.....	25
6. 秘密の保持	26
(1) 提出物の管理.....	26
(2) 応募情報の公表	26
(3) 個人情報の取扱い.....	26
7. 助成先の選定について	27
(1) 審査方法	27
(2) 事前審査の基準	27
(3) 本審査の審査基準.....	29
8. 助成先の決定及び通知	30
(1) 採択結果の公表等について	30
(2) 事前審査委員会メンバーの公表について	30
(3) スケジュール.....	30
9. 助成対象費用の詳細.....	31
10. その他の留意事項.....	33
(1) 経費計上について.....	33
(2) 助成金の支払い	33
(3) 事業期間中の研究開発成果品の取り扱い	34

(4) 処分制限財産の処分	3 4
(5) 産業財産権等の届出	3 5
(6) 企業化状況報告書	3 5
(7) 収益納付	3 5
(8) 追跡調査・評価	3 5
(9) マッチング会	3 5
(10) 「国民との科学・技術対話」への対応	3 5
(11) 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて	3 6
(12) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表	3 6
(13) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)	3 6
1 1. 問い合わせ先	3 8

今般、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、「NEDO」という。）は、「新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業」（以下、「事業」という。）を公募します。

本事業は、再生可能エネルギー分野の重要性を踏まえ、また、米国の SBIR (Small Business Innovation Research) 制度をモデルとして、中小企業等が保有している再生可能エネルギー分野の技術シーズの開発を支援する事業として、2007 年度から開始しました。

2020 年度についても、従来同様、技術シーズから事業化までの間の研究開発の段階に応じて、助成を行います。

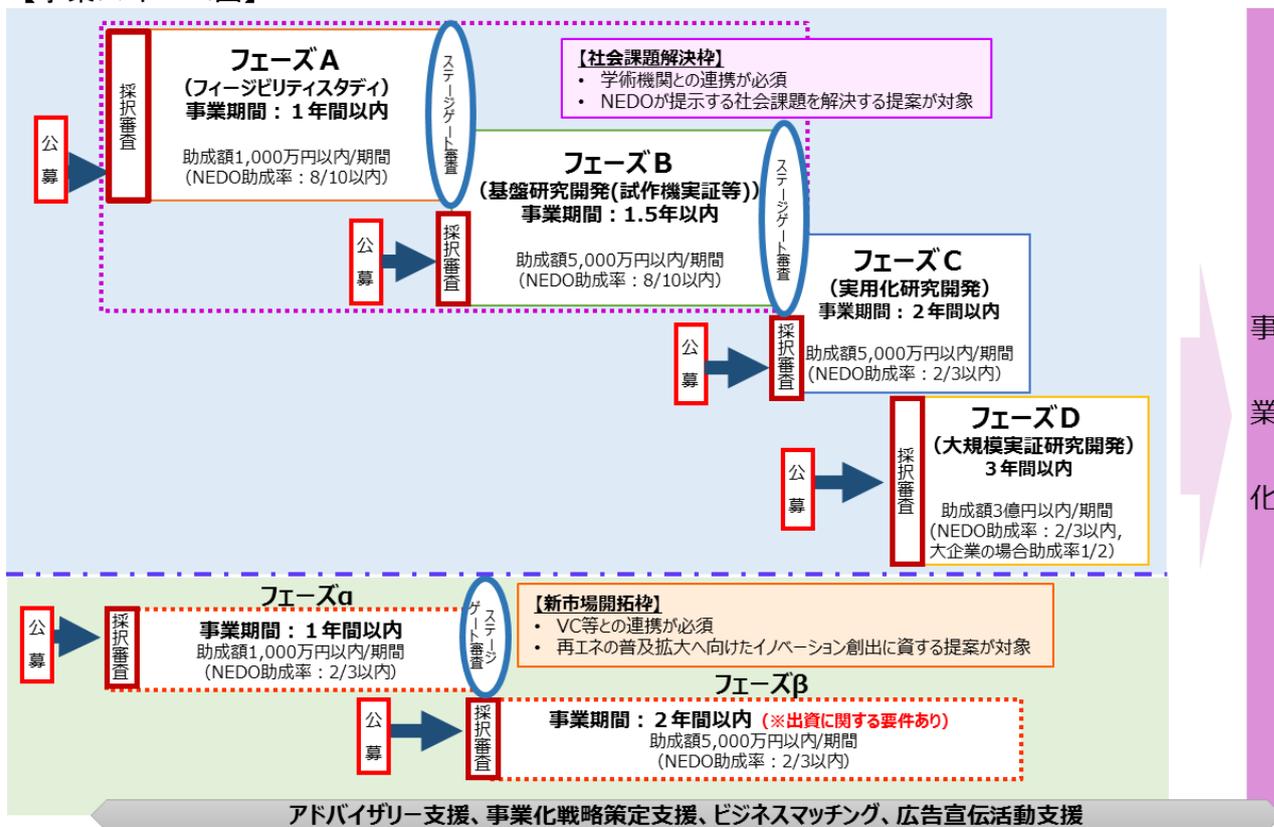
2019 年度に実施した公募からの変更点として、2020 年度の公募では、「社会課題解決枠フェーズ A 及び B」及び「新市場開拓枠フェーズ α 及び β 」を新設しました。なお、フェーズ C 及びフェーズ D については、従来どおりです。

「社会課題解決枠フェーズ A 及び B」では、社会的ニーズに合致するものの、ナショナルプロジェクト等の制度では、必ずしも、十分対応できない技術開発を支援するため、NEDO が、予め、設定する課題に合致する事業の提案を公募します。当該課題については、別表を参照してください。

「新市場開拓枠フェーズ α 及び β 」では、国内のベンチャー・キャピタルやシード・アクセラレーター等（以下、「VC 等」という。）からの支援やその可能性のある、研究開発型スタートアップ企業が行う事業の提案を公募します。

本事業による支援（助成）を希望する企業等（法人に限る。以下同じ。）は、以下の要領に従って応募してください。

【事業スキーム図】



1. 事業の概要

(1) 背景

世界のエネルギー情勢は時々刻々と変化しており、2010年代中頃から、世界的に再生可能エネルギーの価格が大幅に下がるなどの大きな変化が見られますが、現段階においては、単一のエネルギー源だけで社会的要請を全て満たすものは、存在していません。

現状において、太陽光や風力など、気象条件等によって発電量が変動する再生可能エネルギーは、ディマンドコントロール、揚水、火力等を用いた調整が必要であり、それだけで我が国が抱えるエネルギー自給率の低さや、化石燃料への依存といったエネルギー全体に関する問題を、完全に解決することは困難です。水素・燃料電池等を含む蓄エネルギー技術と組み合わせることにより、再生可能エネルギー技術の利用は、より進展すると考えられますが、当該技術は、諸外国と比べると、コストが高止まりしているほか、系統連系における制約があること等が課題となっています。また、バイオマスや再エネ熱は、地域分散型、地産地消型のエネルギー源として期待される一方、木質や廃棄物、産業廃熱等エネルギー源が多様かつ複雑であり、材料の安定供給や発電コストの高止まり等の課題を抱えています。

このため、再生可能エネルギーの主力電源化に向けては、前述のような安定供給面、発電効率面、コスト面での様々な課題解決が必要です。

中でも、再生可能エネルギーの分野におけるスタートアップ企業等の参入促進や、周辺関連産業の育成等によって、それぞれに異なる各エネルギー源の特徴を踏まえつつ、新たなエネルギー関連の産業・雇用・市場創出も視野に、経済性等とのバランスのとれた開発を進めていくことが重要です。

(2) 目的

本事業は、「第5次科学技術基本計画」(2016年1月閣議決定)における「ベンチャー企業による多様な技術革新の活性化の必要性」、「未来投資戦略 2018」(2018年6月閣議決定)における「国の機関が有する具体的ニーズに照らして公共調達における研究開発型中小・ベンチャー企業の活用を促進する取組を拡充する」、「第5次エネルギー基本計画」(2018年7月閣議決定)における「技術開発の推進」等の各政策のうち、特に、スタートアップ企業等によるイノベーションの創出及び低炭素・脱炭素のエネルギーの安定的な確保に資するために実施するものです。

具体的には、中小企業等の保有する潜在的技術シーズを活用した技術開発の推進を支援すると共に、新事業の創成と拡大等を目指した事業化・ビジネス化を支援することを目的としています。そのため、VC等の資金を呼び込む取組を積極的に進め、再生可能エネルギー技術の利用促進を図ると共に、その担い手たる中小企業等の自立的な成長を誘導、加速させることを目指しています。

これまで、NEDOにおいては、再生可能エネルギー分野の研究開発プロジェクトを推進し、数多くの成果を得てきました。しかし、今後の再生可能エネルギーの導入及び利用促進を図るためには、依然として、ボトルネックとなっている周辺技術、関連技術等の技術課題、経済面での課題も、多数残されているのが現状です。

本事業では、エネルギー基本計画や新成長戦略等に示されている再生可能エネルギー分野の重要性に着目し、中小企業等の育成を行いつつ、将来を見据えた同分野における技術開発を進めることにより、技術の選択肢の多様化と技術革新を目指します。

加えて、イノベーション・コースト構想の推進につながる再生可能エネルギー分野の技術開発について支援を強化することにより、福島県浜通り地域の復興・再生に貢献します。

(3) 事業の特徴

【特徴1】技術シーズを活用した研究開発を事業化に結びつけるための制度として運営します。

- ア. 技術シーズを幅広く発掘：社会のニーズに即した、中小企業等の保有する技術シーズを活用した提案を対象に、幅広く公募します。
- イ. ステージゲート審査(※1)の採用：優れた研究開発テーマを継続的に支援することを目的に、ステージゲート審査を活用して、次フェーズへの移行の可否を判断する、段階的な審査方法を導入しています。

(※1)「ステージゲート審査」とは

外部有識者による、社会課題解決枠フェーズAからB、新市場開拓枠フェーズ α から β 、及び社会課題解決枠フェーズBからフェーズCへの移行可否についての評価のことです。具体的には、社会課題解決枠フェーズA、新市場開拓枠フェーズ α 及び社会課題解決枠フェーズB終了前に実施し、それぞれのフェーズで得られた結果(研究開発成果、ビジネスプラン、次のフェーズでの計画等)をもとに、次のフェーズへの継続可否を判断します。

【特徴2】研究開発から事業化に結びつけるための様々な支援を事業期間中に行います。

- ア. アドバイザー支援：採択事業者が抱える様々な課題を解決するため、技術、知的財産、経営等を専門とするアドバイザー等と連携し、事業化支援を行います。
- イ. 事業化戦略策定支援：ビジネスプランの作成、VC等からの資金調達に関するセミナー等を開催し、効果的な事業戦略の策定を支援します。
- ウ. 資金獲得等に向けた機会の提供：ビジネスの発展に繋げるため、将来の協業や出資等の支援を見越し、採択事業者と事業会社・投資会社等が、事業紹介や商談等を行うための、マッチングの場を提供します。

【特徴3】研究開発成果を基にした事業化に向けて、事業期間終了後のフォローアップを行います。

- ア. 広報宣伝活動支援：成果報告会や展示会等のイベントを活用し、新たなビジネスパートナーや販路開拓のための場を提供します。
- イ. 中小企業技術革新制度(SBIR制度)による支援：採択事業者のうち、中小企業に該当する法人は、本事業の成果を利用した事業活動を行う際には、様々な支援措置を利用することができます(39ページ参照)。

【特徴4】イノベーション・コースト構想の対象地域で実施する提案について、支援を強化します。

イノベーション・コースト構想の対象地域：福島県内 15 市町村
(いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村)

(注) 審査における加点及び助成金額の上限額の増額：対象地域に会社本社の登記を行っている場合又は対象地域に研究拠点を有し、当該拠点にて本提案に係る研究開発を実施する場合若しくは拠点を有していないが、拠点を移す計画の妥当性をNEDOが認めた場合については、審査段階で加点し、助成金額の上限を増額することが可能です。ただし、助成金額の上限を増額については、フェーズD以外の5フェーズに限ると共に、審査過程で、NEDOが要件を満たさないと判断した場合には、上限の増額を認めない場合があります。

(4) 事業の内容

本事業では、研究開発や事業化計画の進捗状況等に応じて、以下のとおり、6つのフェーズで、研究開発に対して助成します。

① 社会課題解決枠 フェーズA：フィージビリティ・スタディ

- 事業期間：1年間以内(今回公募する事業については、2021年12月末までの予定)
- 助成金額：原則として、1テーマあたり1,250万円以内
- NEDO助成率：8/10以内(NEDO負担額：1,000万円以内)
- 事業内容：

技術シーズを有している中小企業等が、事業化に向けて必要となる基盤研究のためのフィージビリティ・スタディ(FS)(※2)を、産学官連携の体制で実施します。

(※2)「フィージビリティ・スタディ」とは

新製品や新事業に関する実行可能性や実現可能性を検証するための調査です。具体的には、科学的・技術的メリットの具体化と、研究開発の実施、技術動向調査、市場調査、ビジネスプランの作成等を行って、事業の実現可能性の目途を付けることです。

②新市場開拓枠 フェーズα：フィージビリティ・スタディ

●事業期間：1年間以内(今回公募する事業については、2021年12月末までの予定)

●助成金額：原則として、1テーマあたり1,500万円以内

●NEDO助成率：2/3以内(NEDO負担額：1,000万円以内)

●事業内容：

技術シーズを有している中小企業等が、事業化に向けて必要となる基盤研究のためのフィージビリティ・スタディ (FS) (※2) を、VC等からの支援を得て、実施します。

③社会課題解決枠 フェーズB：基盤研究

●事業期間：原則として、1.5年間以内(今回公募する事業については、2022年6月末までの予定)

●助成金額：原則として、1テーマあたり6,250万円以内

●NEDO助成率：8/10以内(NEDO負担額：5,000万円以内)

●事業内容：

技術シーズを有している中小企業等が、要素技術の信頼性や品質の向上、システムの最適設計及び運用等に資する研究開発、プロトタイプの試作及びデータ計測等、事業化に向けて必要となる基盤技術の研究を、産学官連携の体制で実施します。

④新市場開拓枠 フェーズβ：基盤研究

●事業期間：原則として、2年間以内(今回公募する事業については、2022年12月末までの予定)

●助成金額：原則として、1テーマあたり7,500万円以内

●NEDO助成率：2/3以内(NEDO負担額：5,000万円以内)

●事業内容：

技術シーズを有している中小企業等が、要素技術の信頼性や品質の向上、システムの最適設計及び運用等に資する研究開発、プロトタイプの試作及びデータ計測等、事業化に向けて必要となる基盤技術の研究を、VC等からの支援を得て、実施します。

⑤フェーズC：実用化研究開発

●事業期間：原則として、2年間以内(今回公募する事業については、2022年12月末までの予定)

●助成金額：原則として、1テーマあたり7,500万円以内

●NEDO助成率：2/3以内(NEDO負担額：5,000万円以内)

●事業内容：

事業化の可能性が高い基盤技術要素を有している中小企業等が、事業化に向けて必要となる実用化技術の研究開発、実証研究等を実施します。

⑥フェーズD：大規模実証研究開発

●事業期間：原則として、3年間以内(今回公募する事業については、2023年12月末までの予定)

- 助成金額：原則として、1テーマあたり4.5億円以内
- NEDO助成率：2/3以内、大企業については、1/2以内(NEDO負担額：3億円以内)
- 事業内容：

既に、基盤技術を確立しており、それを実証する能力を有する中小企業等が、必要に応じて、自治体や大企業等と連携し、事業化に向けた大規模な実証研究を実施します。

(注) イノベーション・コースト構想の対象地域で実施する研究開発については、NEDO負担額の上限を、社会課題解決枠フェーズA及び新市場開拓枠フェーズ α では1,500万円以内、社会課題解決枠フェーズB、新市場開拓枠フェーズ β 及びフェーズCでは7,500万円以内とします。

(5) ステージゲート審査

本事業では、優れた研究開発テーマを継続的に支援することを目的に、ステージゲート審査を活用して、次フェーズへの移行の可否を判断する、段階的な審査方法を導入しています。具体的には、社会課題解決枠フェーズAから社会課題解決枠フェーズBへ、社会課題解決枠フェーズBからフェーズCへ、及び、新市場開拓枠フェーズ α から新市場開拓枠フェーズ β へ、ステージゲート審査を経て移行することが可能です。

原則として、社会課題解決枠フェーズAに採択された場合は、社会課題解決枠フェーズAの事業終了時に、社会課題解決枠フェーズBへのステージゲート審査を、また、新市場開拓枠フェーズ α に採択された場合は、新市場開拓枠フェーズ α の事業終了時に、新市場開拓枠フェーズ β へのステージゲート審査を受ける必要があります。

なお、フェーズCからフェーズDへのステージゲート審査は設けておらず、フェーズDの採択は、全て公募により決定します。

(6) 実施体制

「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」に従い、交付申請書の記載事項に基づいて実施します。

複数の者が提案する場合は、代表となる者を提案者とし、提案者以外の者を共同提案者とします。提案者及び全ての共同提案者は、2. 応募の要件を満たし、提案時には、複数の者の役割分担を明確にする必要があります。

なお、申請する費用は、原則として、代表となる者の費用が、全体の対象費用の50%以上とする必要があります。フェーズDについては、代表となる者の費用を、必ず、全体の対象費用の50%以上とする必要があります。

(7) 助成対象費用

「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」に定める経費項目に従います。助成の対象となる費用は、本事業で実施される研究開発に直接必要な費用のうち、本事業のためだけに使用する機械装置等費、労務費、その他経費及び共同研究費です。本事業以外の事業でも使用するものは、助成対象外です。詳細は、「9. 助成対象費用の詳細」を参照してください。

2. 応募の要件

(1) 全フェーズ共通

ア. エネルギー基本計画、新成長戦略等に示されている、以下の(ア)又は(イ)の分野に

該当し、再生可能エネルギーの普及につながる提案であること。

- (ア) 太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス利用、太陽熱利用、その他未利用エネルギー(ただし、原子力を除く。)分野。なお、「原子力」とは、原子核変換の過程において原子核から放出される全ての種類のエネルギー(原子力基本法第3条)を指す。
- (イ) 再生可能エネルギーの普及、エネルギー源の多様化に資する新規技術(燃料電池、蓄電池、エネルギーマネジメントシステム等)

イ. 日本国内で登記されている中小企業等であって、本提案に係る主たる技術開発のための拠点を国内で確保できること(ここでいう中小企業等は、以下に示す「中小企業」又は「中小企業としての組合等」を指し、社団法人、NPO法人を含まない)。

- (ア) 複数事業者で提案する場合は、代表となる事業者を提案者とし、提案者以外の事業者を共同提案者とします。また、全ての事業者が、中小企業等である必要があります。なお、フェーズDに限っては、共同提案者については、大企業でも参画することが可能です。
- (イ) 「中小企業」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定められている下表の「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかを満たす会社(会社法[平成17年法律第86号]第2条第1項に定められている株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社)であって、みなし大企業に該当しないものを指します。

主たる事業として営んでいる業種	【資本金基準】 資本金の額又は出資の総額	【従業員基準】 常時使用する従業員の数
イ. 製造業その他(ロ～ハ以外)	3億円以下	300人以下
ロ. 卸売業	1億円以下	100人以下
ハ. 小売業	5千万円以下	50人以下
ニ. サービス業	5千万円以下	100人以下

(注1) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

(注2) 本事業において、「みなし大企業」とは、以下のものをいいます。

- ① 発行済株式の総数又は出資総額の2分の1以上が、同一の大企業の所有に属している法人
 - ② 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している法人
 - ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている法人
 - ④ 連結決算ベースで、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定められている上表の「資本金基準」又は「従業員基準」の双方を満たさない法人
- (注3) 大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者で事業を営む者

をいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業者として取り扱わないものとします。

- ①中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
 - ②廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)
 - ③投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合
 - ④カーブアウトベンチャー(※3)
- (※3)「カーブアウトベンチャー」とは

「カーブアウトベンチャー」とは、企業の経営陣等が事業の一部を切り出し、株式保有等ある程度の利害関係を保持し続け、また、自社の支配権もある程度保持したまま外部のリスクマネーと外部の資源を取り込んで事業を行うベンチャーの一形態です。大企業の中で埋もれた技術や人材を社外の別組織として独立させ、株式公開を目指すものです。

以下の全ての要件を満たす企業を指します。

- ①研究者が1人以上かつ全従業員の10%以上又は試験研究費等が売上高の3%以上であること(試験研究費等については、以下のURLの試験研究費としてください。)
https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/31kennkyukaihatutaxgaiyou10.pdf
 - ②未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと。
 - ③公募締切日において設立10年以内の企業であること。
- (ウ)「中小企業としての組合等」とは、以下のいずれかに該当する組合等を指します。
- a. 産業技術力強化法施行令第6条第1項第3号に規定する事業協同組合等(技術研究組合等を含む)。
 - b. aのほか、特別の法律により設立された組合及びその他連合会の要件については産業技術強化法施行令第6条第1項第3号を準用する。
- (注4)「中小企業としての組合等」の場合は、以下の全ての要件を満たすことが必要です。

- ①技術研究組合の場合は、直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であること。
- ②組合として事業遂行能力を有すること。

研究者が1人以上かつ組合従業員の10%以上又は試験研究費等が事業費の3%以上であること(試験研究費等については以下のURLの試験研究費としてください。)

https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/31kennkyukaihatutaxgaiyou10.pdf

(2) 各フェーズ

①社会課題解決枠フェーズ A

- ア. 共同研究先として、大学等(※4)を実施体制に加えること。
- イ. 別表に掲げる、NEDOが設定する課題に合致するテーマであること。

(※4)「大学等」とは

- ①大学(学校教育法[昭和22年法律第26号]第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人[平成15年法律第112号]第2条第4項に規定する大学共同利用機関)
- ②国立研究開発法人、独立行政法人であって、試験研究に関する業務を行うもの

②社会課題解決枠フェーズ B

- ア. 「委員会等における外部からの指導及び協力者」に大学等(※4)からの指導・協力者を入れるなど、実施体制に大学等を含むこと。
- イ. 別表に掲げる、NEDO が設定する課題に合致するテーマであること。

③新市場開拓枠フェーズ α

以下の何れかの出資に関する資料を提出すること。

- ア. VC 等(※5)から、本提案に関して出資を得ていることを示す出資理由確認書及び投資契約書等の出資を証明する書類の写し(当該契約による出資実行が公募締切日より遡って、原則として、1年程度以内であること。)
- イ. VC 等(※5)の出資(検討)意向確認書

(※5)「VC 等」とは

国内の「業としてベンチャー企業への投資機能を有する企業」であり、かつ、反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないもの。Corporate Venture Capital (CVC) も含むものとします。

④新市場開拓枠フェーズ β

以下の何れかの出資に関する資料を提出すること。

- ア. VC 等(※5)から、本提案に関して出資を得ていることを示す出資理由確認書及び投資契約書等の出資を証明する書類の写し(当該契約による出資実行が公募締切日より遡って、原則として、1年程度以内であること。)
- イ. VC 等(※5)が出資を予定していることを示す出資意向及び理由確認書(採択された場合、採択通知日から起算して 30 日以内に、投資契約書等の出資を証明する書類の写しの提出を求めます。)

⑤フェーズ C

- ア. 事業期間終了後 3 年以内での事業化を目指す、具体的な内容であること。
- イ. 事業化に当たり、法的規制等がある場合には、具体的な対応策を有していること。
- ウ. 事業化に当たり、具体的な知財戦略を有していること。
- エ. 予め、基礎となる技術(具体的には、本事業における社会課題解決枠フェーズ A 及び B で取得されるようなもの)が確立されていること。

⑥フェーズ D

- ア. 事業期間終了後 1 年以内での事業化を目指す、具体的な内容であること。
- イ. 事業化に当たり、法的規制等がある場合には、具体的な対応策を有していること。
- ウ. 事業化に当たり、具体的な知財戦略を有していること。
- エ. 実証研究を実施する場を確保していること。
- オ. 予め、基礎となる技術(具体的には、本事業における社会課題解決枠フェーズ A 及び B 並びにフェーズ C で取得されるようなもの)が確立されていること。

3. 応募にあたっての留意事項

(1) 本事業における重複応募の排除

- ア. 同一テーマで、複数フェーズへ同時に提案することはできません。
- イ. 同一提案者が、複数のテーマで提案をすることは可能です。
- ウ. 採択に至った場合でも、助成金の交付額は審査の結果及び予算の制約等により提案額から減額して交付決定することがあります。
- エ. 本事業では、事業の一部を委託することは認めていません。また、海外機関及び国内の民間企業との共同研究についても計上は認められません。
- オ. 課題設定型産業技術開発費助成事業提案書(以下、提案書と言う。)は、日本語で作成してください。

(2) 本事業以外の事業との重複応募の排除

提案者に「不合理な重複」(※6)、「過度の集中」(※7)があると認められる場合には、予め、提案者に事実関係を確認した上、申請の取り下げを求めることがあります。

また、提案内容に虚偽があった場合、助成金の重複受給等が判明した場合等には、交付決定を取り消し、助成金の返還請求を求めることがあります。

(※6)「不合理な重複」とは

同一の提案者による、同一の研究開発テーマに対して、複数の助成金等が不必要に重ねて配分されている状態であって、以下のいずれかに該当する場合をいう。

- ①実質的に同一(相当程度重なる場合を含む、以下同じ。)の研究開発テーマについて、複数の公的な機関に対して、研究開発助成等を申請し、重複して採択された場合
- ②既に採択され、研究開発助成等を受けている実質的に同一の研究開発テーマについて、重ねて提案があった場合
- ③複数の研究開発テーマの間で、研究開発助成等の用途について重複がある場合
- ④その他これらに準ずる場合

(※7)「過度の集中」とは

申請する助成金等の内容が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究開発期間内では使い切れない程の状態であって、以下のいずれかに該当する場合をいう。

- ①登録研究員又は補助員のエフォートや研究方法等に照らして、過大な助成金等が配分されている場合
- ②不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ③その他これらに準ずる場合

(3) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費(本事業における「助成金」を意味する。この項において同じ。)の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(2008年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」(※8)という。)、及び、「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(2004年4月1日2004年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」(※9)という。)に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

(※8)「不正使用等指針」について

経済産業省ホームページをご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

(※9)「補助金停止等機構達」について

NEDOホームページをご参照ください。

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

ア. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- (ア) 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- (イ) 「不正な使用」を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結又は補助金等の交付を停止します(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います)。
- (ウ) 「不正な受給」を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、NEDOの事業への応募を制限します(不正使用等指針に基づき、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降5年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大6年間の補助金交付等の停止の措置を行います)。
- (エ) 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も上述の(ア)～(ウ)の措置を講じることがあります。
- (オ) 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名、研究者名及び不正の内容等について公表します。

イ. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(2008年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

- (ア) 本事業の助成にあたり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。
- (イ) 体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。
- (ウ) また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(4) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(2007年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」(※10)という。)、及び、「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(2008年2月1日 2007年度機構達第17号、NEDO策定、以下「研究不正機構達」(※11)という。)に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。

(※10)「研究不正指針」について

経済産業省ホームページをご参照ください

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/pdf/150115shishin-kenkyufusei.pdf

(※11)「研究不正機構達」について

NEDOホームページをご参照ください

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

ア. 本事業において不正行為があると認められた場合

- (ア) 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- (イ) 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)。
- (ウ) 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)。
- (エ) 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上述の(ウ)により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- (オ) NEDOは不正行為に対する措置を決定した場合は、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

イ. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき、研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

(5) NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

[連絡先]

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー 16階

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)

リスク管理統括部

TEL : 044-520-5131

FAX : 044-520-5133

電子メール : helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ホームページ : https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分です。)

4. 提出期限及び提出先

- ・ 提出期限：2020年10月9日(金)正午必着
郵送又は特定信書便のみで受付（持参では受け付けられません。）
- ・ 送付先：国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
イノベーション推進部 プラットフォームグループ
〒212-8554
神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番
ミュージア川崎セントラルタワー 20階

本公募要領に従い、提出書類を作成し、公募期間内(2020年9月10日(木)～2020年10月9日(金)正午必着)に、郵送又は特定信書便にて、提出してください。受付締切り日時を過ぎて到着したものは、審査の対象にはなりませんのでご注意ください。

提出書類を郵送する場合は、簡易書留・配達証明等を利用し、配達されたことが証明できる方法で行ってください。

書類の提出に当たっては、必ず、期限内に到着するように、余裕をもって発送してください。

書類に不備等がある場合は、原則として、受理できず、また、審査の対象にはなりませんので、所定の提案書様式に従って記入してください。

FAX及び電子メールによる提出は、原則として受け付けられません。但し、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、提案書類の郵送での提出が困難な場合は、問い合わせ先までお問い合わせください。また、提出書類は返却しません。

新型コロナウイルス感染拡大の影響によって、提案書への押印が提出期限までに完了しない場合、全法人または一部法人が未押印の提案書も受け付けることとします。但し、11月6日(金)正午までに、改めて押印済みの書面をご提出ください。なお、提案内容の変更、修正は認められません。

提出書類の発送用封筒には、**新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業に係る提出書類在中**と朱書きしてください。また、「提案用書類等整理番号通知票」の返送用として、連絡責任者宛先を明記し、84円切手を貼付した封筒を同封してください。

5. 応募方法

(1) 府省共通研究開発管理システム(e-RAD)への登録

本事業への提案は、府省共通研究開発管理システム(e-RAD) (※12)への申請手続及びe-RADへの提案書類のNEDOへの提出の2つの手続が必要となります。これらが行われていない場合、当該提案は受理できませんので、ご注意ください。

(※12) 府省共通研究開発管理システム(e-RAD)について

各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-RAD」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research And Development (科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electric(電子)の頭文字を冠したものです。「e-RAD」に関しては、以下のURLを参照してください。システムの操作方法に関する問合せは、以下のヘルプデスクにて受け付けます。

- e-RAD ポータルサイト <http://www.e-rad.go.jp/>
- e-RAD 利用可能時間帯：平日、休日共に0:00～24:00
(国民の祝日及び年末年始も、利用可能です。ただし、サービス時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。)
- e-RAD ヘルプデスク
電話番号：0570-066-877 (フリーダイヤル)
受付時間：平日9:00～18:00 ※国民の祝日及び年末年始を除く

【手続きの概略】

以下、ア. ～エ. の手続きのうち、ア. ～イ. の手続は、既に所属研究機関及び研究代表者の登録を終え、IDを取得されている場合は不要です(ウ. ～エ. の手続は必要です。)

ア. 所属研究機関の登録

提案に当たって、応募時まで、研究者等がe-RADに登録されていることが必要です。研究者等が所属する機関で、少なくとも1名のe-RADに関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はe-RADポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請をしてください。登録手続きに時間を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって、登録手続きをしてください。

※ [研究機関向け「新規登録の方法」] をご覧ください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

イ. 研究者の登録

研究代表者の登録を行い、研究者ID及びパスワードを取得してください。

ウ. 応募基本情報の入力と「応募内容提案書」の印刷

e-RADポータルサイトへログインし、研究代表者が公募件名に対する応募情報を入力の上、「応募内容提案書」を印刷してください(この印刷物はNEDOへの提出書類として必要になります。)

エ. 応募情報の確認と登録

応募情報ファイルの内容に不備がないことを確認してから、「確認・実行」ボタンをクリックし、登録を完了してください。「確認・実行」ボタンを押さないと、e-RAD上での登録が完了しません。

【注意事項】

- ①提案書類をNEDOへ提出する際には、e-RADに登録されている必要があります。提案の前に十分余裕をもって準備し、提出締切日までに登録を完了してください。
- ②提出締切日までに、システムの「受付状況一覧画面」の受付状況が、「配分機関処理中」となっている必要があります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関処理中」とならない場合には、e-RADのヘルプデスクまで連絡し、その指示に従って、適宜、対応してください。
- ③複数事業者で提案する場合には、提案者及び全ての共同提案者について、事業者毎に、e-RADへ登録してください(共同研究先については、e-RAD登録不要です。)。
- ④複数事業者で提案する場合、「応募内容提案書」の作成、提出が必要となるのは、代表提案者のみとなります。共同提案者については、「研究分担者」として、応募内容提案書内に記載して下さい(以下リンク先のマニュアル、11頁②参照)。
<https://www.e-rad.go.jp/manual/02-6.pdf>

(2) 提案に必要な書類等の作成

- ア. 提出に必要な書類等は、NEDOホームページの[公募情報]の当該事業ページからダウンロードできます。「社会課題解決枠フェーズA提出書類」、「社会課題解決枠フェーズB提出書類」、「フェーズC提出書類」、「フェーズD提出書類」、「新市場開拓枠フェーズ α 提出書類」、「新市場開拓枠フェーズ β 提出書類」のいずれか、及び「情報項目ファイル」、「主任研究者研究経歴書」等をダウンロードし、提出書類を作成してください。提案フェーズと異なる提出書類を使用しないように注意してください。
- イ. 複数のテーマで提案をする場合は、提案フェーズに関わらず、「情報項目ファイル」は、提案テーマ毎に作成してください。作成後、必ず、エクセルデータで提出してください。
- ウ. 提出書類は、全てA4版の片面印刷とし、左とじ、ダブルクリップ留めして、提出してください(ホッチキス留め、製本、パンチ穴あけは、行わないでください。)
- エ. 全てのフェーズにおいて、NEDOの「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」に同意することが、提案要件です。なお、「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」が変更された場合は、最新のものを用います。「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」の詳細につきましては、以下のWEBページを参照してください。

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_koufukitei.html

社会課題解決枠フェーズ A 及び B

(注)「フェーズ A 提出書類」又は「フェーズ B 提出書類」及び「情報項目ファイル」、「主任研究者研究経歴書」を入手した上で作成してください。

1. 提出書類 A 1 部
- ①提案用書類等チェックリスト・提案用書類等整理番号通知票
 - ②課題設定型産業技術開発費助成事業提案書（様式第 1）
 - ③事業の要旨
 - ④助成事業実施計画書（添付資料 1）
 - ⑤企業化計画書（添付資料 2）
 - ⑥事業成果の広報活動について（添付資料 3）
 - ⑦非公開とする提案内容（添付資料 4）
 - ⑧法人案内パンフレット等（法人経歴のわかるもの）（添付資料 5-1）
 - ⑨直近 3 年分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）（添付資料 5-2）
 - ⑩e-Rad 応募内容提案書（添付資料 6）
 - ⑪イノベーション・コスト構想対象地域における案件チェックリスト（添付資料 7）
 - ⑫ユーザ候補からの推薦書（添付資料 8）
 - ⑬主任研究者研究経歴書（別添 1）
 - ⑭その他の補助金制度との関係等（別添 2）
 - ⑮利害関係のある評価者（別添 3）
 - ⑯全部事項証明書（一通）（別添 4）
- ※共同提案の場合、②、⑧、⑨、⑭及び⑯は、共同提案者も提出してください。
※⑩は、代表提案者のみ提出ください。
※⑪及び⑫は、該当者のみ提出してください。
2. 提出書類 B 上記②～⑤、⑧、⑨、⑫、⑭の写し 1 部
- ②課題設定型産業技術開発費助成事業提案書（様式第 1）
 - ③事業の要旨
 - ④助成事業実施計画書（添付資料 1）
 - ⑤企業化計画書（添付資料 2）
 - ⑧法人案内パンフレット等（法人経歴のわかるもの）（添付資料 5-1）
 - ⑨直近 3 年分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）（添付資料 5-2）
 - ⑫ユーザ候補からの推薦書（添付資料 8）
 - ⑭その他の補助金制度との関係等（別添 2）
- ※②、⑧、⑨及び⑭は、共同提案者も提出してください。
※⑫は、該当者のみ提出してください。
3. CD-R ⑰～⑲の電子データを保存した CD-R 1 部
- ⑰2020 年度情報項目ファイル（I. 資金計画、II. 資金繰り表、III. 財務データ入力、IV. 提案者要旨情報の各シート、エクセルファイル形式）
 - ⑱②～⑦、⑪、⑫、⑭、⑮の電子データ（ワードファイル形式）
 - ⑱⑧～⑩、⑫の電子データ（1 つの PDF ファイル形式にまとめたもの。⑫のみ、押印版を PDF 化して下さい）
- ※⑰（I. 資金計画、II. 資金繰り表、III. 財務データ入力）は、共同提案者も提出してください。
4. 提案用書類等整理番号通知票の返送用封筒（連絡責任者の宛先明記、84 円切手貼付）
1 部
- ※注意事項
必要書類、電子データが不足している場合、または、不備がある場合は不受理とします。

新市場開拓枠フェーズα

(注)「フェーズα提出書類」及び「情報項目ファイル」、「主任研究者研究経歴書」を入手した上で作成してください。

1. 提出書類 A 1 部
- ①提案用書類等チェックリスト・提案用書類等整理番号通知票
 - ②課題設定型産業技術開発費助成事業提案書（様式第1）
 - ③事業の要旨
 - ④助成事業実施計画書（添付資料1）
 - ⑤企業化計画書（添付資料2）
 - ⑥事業成果の広報活動について（添付資料3）
 - ⑦非公開とする提案内容（添付資料4）
 - ⑧法人案内パンフレット等（法人経歴のわかるもの）（添付資料5-1）
 - ⑨直近3年分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）（添付資料5-2）
 - ⑩e-Rad 応募内容提案書（添付資料6）
 - ⑪イノベーション・コースト構想対象地域における案件チェックリスト（添付資料7）
 - ⑫ユーザ候補からの推薦書（添付資料8）
 - ⑬主任研究者研究経歴書（別添1）
 - ⑭その他の補助金制度との関係等（別添2）
 - ⑮利害関係のある評価者（別添3）
 - ⑯全部事項証明書（一通）（別添4）
 - ⑰投資契約書等の出資を証明する書類の写し（別添5）
 - ⑱出資（検討）意向確認書（別添6）
 - ⑲出資理由確認書（別添7）
- ※共同提案の場合、②、⑧、⑨、⑭及び⑯は、共同提案者も提出してください。
※⑩は、代表提案者のみ提出ください。
※⑪、⑫及び⑰～⑲は、該当者のみ提出してください。
2. 提出書類 B 上記②～⑤、⑧、⑨、⑫、⑭の写し 1 部
- ②課題設定型産業技術開発費助成事業提案書（様式第1）
 - ③事業の要旨
 - ④助成事業実施計画書（添付資料1）
 - ⑤企業化計画書（添付資料2）
 - ⑧法人案内パンフレット等（法人経歴のわかるもの）（添付資料5-1）
 - ⑨直近3年分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）（添付資料5-2）
 - ⑫ユーザ候補からの推薦書（添付資料8）
 - ⑭その他の補助金制度との関係等（別添2）
- ※②、⑧、⑨及び⑭は、共同提案者も提出してください。
※⑫は、該当者のみ提出してください。
3. C D - R ⑳～㉓の電子データを保存したC D - R 1 部
- ㉑2020年度情報項目ファイル（I. 資金計画、II. 資金繰り表、III. 財務データ入力、IV. 提案者要旨情報の各シート、エクセルファイル形式）
- ㉒②～⑦、⑪、⑫、⑭、⑮の電子データ（ワードファイル形式）
- ㉓⑧～⑩、⑫、⑰～⑲の電子データ（1つのPDFファイル形式にまとめたもの。⑫のみ、押印版をPDF化して下さい）
- ※㉑（I. 資金計画、II. 資金繰り表、III. 財務データ入力）は、共同提案者も提出してください。
4. 提案用書類等整理番号通知票の返送用封筒（連絡責任者の宛先明記、84円切手貼付） 1部

※注意事項

必要書類、電子データが不足している場合、または、不備がある場合は不受理とします。

新市場開拓枠フェーズβ

(注)「フェーズβ提出書類」及び「情報項目ファイル」、「主任研究者研究経歴書」を入手した上で作成してください。

1. 提出書類 A 1 部
- ①提案用書類等チェックリスト・提案用書類等整理番号通知票
 - ②課題設定型産業技術開発費助成事業提案書（様式第1）
 - ③事業の要旨
 - ④助成事業実施計画書（添付資料1）
 - ⑤企業化計画書（添付資料2）
 - ⑥事業成果の広報活動について（添付資料3）
 - ⑦非公開とする提案内容（添付資料4）
 - ⑧法人案内パンフレット等（法人経歴のわかるもの）（添付資料5-1）
 - ⑨直近3年分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）（添付資料5-2）
 - ⑩e-Rad 応募内容提案書（添付資料6）
 - ⑪イノベーション・コースト構想対象地域における案件チェックリスト（添付資料7）
 - ⑫ユーザ候補からの推薦書（添付資料8）
 - ⑬主任研究者研究経歴書（別添1）
 - ⑭その他の補助金制度との関係等（別添2）
 - ⑮利害関係のある評価者（別添3）
 - ⑯全部事項証明書（一通）（別添4）
 - ⑰投資契約書等の出資を証明する書類の写し（別添5）
 - ⑱出資意向及び理由確認書（別添6）
 - ⑲出資理由確認書（別添7）
- ※共同提案の場合、②、⑧、⑨、⑭及び⑯は、共同提案者も提出してください。
※⑩は、代表提案者のみ提出ください。
※⑪、⑫及び⑰～⑲は、該当者のみ提出してください。
2. 提出書類 B 上記②～⑤、⑧、⑨、⑫、⑭の写し 1 部
- ②課題設定型産業技術開発費助成事業提案書（様式第1）
 - ③事業の要旨
 - ④助成事業実施計画書（添付資料1）
 - ⑤企業化計画書（添付資料2）
 - ⑧法人案内パンフレット等（法人経歴のわかるもの）（添付資料5-1）
 - ⑨直近3年分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）（添付資料5-2）
 - ⑫ユーザ候補からの推薦書（添付資料8）
 - ⑭その他の補助金制度との関係等（別添2）
- ※②、⑧、⑨及び⑭は、共同提案者も提出してください。
※⑫は、該当者のみ提出してください。
3. CD-R ⑳～㉓の電子データを保存したCD-R 1 部
- ㉔2020年度情報項目ファイル（I. 資金計画、II. 資金繰り表、III. 財務データ入力、IV. 提案者要旨情報の各シート、エクセルファイル形式）
- ㉕②～⑦、⑪、⑫、⑭、⑮の電子データ（ワードファイル形式）
 - ㉖⑧～⑩、⑫、⑰～⑲の電子データ（1つのPDFファイル形式にまとめたもの。⑫のみ、押印版をPDF化して下さい）
- ※㉔（I. 資金計画、II. 資金繰り表、III. 財務データ入力）は、共同提案者も提出してください。
4. 提案用書類等整理番号通知票の返送用封筒（連絡責任者の宛先明記、84円切手貼付） 1 部
※注意事項
必要書類、電子データが不足している場合、または、不備がある場合は不受理とします。

フェーズC

(注)「フェーズC 提出書類」及び「情報項目ファイル」、「主任研究者研究経歴書」を入手した上で作成してください。

1. 提出書類 A 1 部

- ①提案用書類等チェックリスト・提案用書類等整理番号通知票
 - ②課題設定型産業技術開発費助成事業提案書（様式第1）
 - ③事業の要旨
 - ④助成事業実施計画書（添付資料1）
 - ⑤企業化計画書（添付資料2）
 - ⑥事業成果の広報活動について（添付資料3）
 - ⑦非公開とする提案内容（添付資料4）
 - ⑧法人案内パンフレット等（法人経歴のわかるもの）（添付資料5-1）
 - ⑨直近3年分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）（添付資料5-2）
 - ⑩e-Rad 応募内容提案書（添付資料6）
 - ⑪イノベーション・コースト構想対象地域における案件チェックリスト（添付資料7）
 - ⑫ユーザ候補からの推薦書（添付資料8）
 - ⑬主任研究者研究経歴書（別添1）
 - ⑭その他の補助金制度との関係等（別添2）
 - ⑮利害関係のある評価者（別添3）
 - ⑯全部事項証明書（一通）（別添4）
- ※共同提案の場合、②、⑧、⑨、⑭及び⑯は、共同提案者も提出してください。
※⑩は、代表提案者のみ提出ください。
※⑪及び⑫は、該当者のみ提出してください。

2. 提出書類 B 上記②～⑤、⑧、⑨、⑫、⑭の写し 1 部

- ②課題設定型産業技術開発費助成事業提案書（様式第1）
 - ③事業の要旨
 - ④助成事業実施計画書（添付資料1）
 - ⑤企業化計画書（添付資料2）
 - ⑧法人案内パンフレット等（法人経歴のわかるもの）（添付資料5-1）
 - ⑨直近3年分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）（添付資料5-2）
 - ⑫ユーザ候補からの推薦書（添付資料8）
 - ⑭その他の補助金制度との関係等（別添2）
- ※②、⑧、⑨及び⑭は、共同提案者も提出してください。
※⑫は、該当者のみ提出してください。

3. CD-R ⑩～⑲の電子データを保存したCD-R 1 部

- ⑰2020年度情報項目ファイル（I. 資金計画、II. 資金繰り表、III. 財務データ入力、IV. 提案者要旨情報の各シート、エクセルファイル形式）
 - ⑱②～⑦、⑪、⑫、⑭、⑮の電子データ（ワードファイル形式）
 - ⑲⑧～⑩、⑫の電子データ（1つのPDFファイル形式にまとめたもの。⑫のみ、押印版をPDF化して下さい）
- ※⑰（I. 資金計画、II. 資金繰り表、III. 財務データ入力）は、共同提案者も提出してください。

4. 提案用書類等整理番号通知票の返送用封筒（連絡責任者の宛先明記、84円切手貼付） 1 部

※注意事項
必要書類、電子データが不足している場合、または、不備がある場合は不受理とします。

フェーズD

(注)「フェーズD提出書類」及び「情報項目ファイル」、「主任研究者研究経歴書」を入手した上で作成してください。

1. 提出書類 A 1部
- ①提案用書類等チェックリスト・提案用書類等整理番号通知票
 - ②課題設定型産業技術開発費助成事業提案書(様式第1)
 - ③事業の要旨
 - ④助成事業実施計画書(添付資料1)
 - ⑤企業化計画書(添付資料2)
 - ⑥事業成果の広報活動について(添付資料3)
 - ⑦非公開とする提案内容(添付資料4)
 - ⑧法人案内パンフレット等(法人経歴のわかるもの)(添付資料5-1)
 - ⑨直近3年分の決算報告書(貸借対照表および損益計算書)(添付資料5-2)
 - ⑩e-Rad 応募内容提案書(添付資料6)
 - ⑪イノベーション・コスト構想対象地域における案件チェックリスト(添付資料7)
 - ⑫ユーザ候補からの推薦書(添付資料8)
 - ⑬主任研究者研究経歴書(別添1)
 - ⑭その他の補助金制度との関係等(別添2)
 - ⑮利害関係のある評価者(別添3)
 - ⑯実証設備設置に係る合意書(別添4)
 - ⑰全部事項証明書(一通)(別添5)
- ※共同提案の場合、②、⑧、⑨、⑭及び⑯は、共同提案者も提出してください。
※⑩は、代表提案者のみ提出ください。
※⑪、⑫及び⑯は、該当者のみ提出してください。
2. 提出書類 上記②～⑤、⑧、⑨、⑫、⑭、⑯の写し 1部
- ②課題設定型産業技術開発費助成事業提案書(様式第1)
 - ③事業の要旨
 - ④助成事業実施計画書(添付資料1)
 - ⑤企業化計画書(添付資料2)
 - ⑧法人案内パンフレット等(法人経歴のわかるもの)(添付資料5-1)
 - ⑨直近3年分の決算報告書(貸借対照表および損益計算書)(添付資料5-2)
 - ⑫ユーザ候補からの推薦書(添付資料8)
 - ⑭その他の補助金制度との関係等(別添2)
 - ⑯実証設備設置に係る合意書(別添4)
- ※②、⑧、⑨及び⑭は、共同提案者も提出してください。
※⑫及び⑯は、該当者のみ提出してください。
3. CD-R ⑰～⑳の電子データを保存したCD-R 1部
- ⑰2020年度情報項目ファイル(I.資金計画、II.資金繰り表、III.財務データ入力、IV.提案者要旨情報の各シート、エクセルファイル形式)
 - ⑱②～⑦、⑪、⑫、⑭～⑯の電子データ(ワードファイル形式)
 - ⑳⑧～⑩、⑫、⑯の電子データ(1つのPDFファイル形式にまとめたもの。⑫と⑯のみ、押印版をPDF化して下さい)
- ※⑰(I.資金計画、II.資金繰り表、III.財務データ入力)は、共同提案者も提出してください。
4. 提案用書類等整理番号通知票の返送用封筒(連絡責任者の宛先明記、84円切手貼付) 1部
- ※注意事項
必要書類、電子データが不足している場合、または、不備がある場合は不受理とします。

(3) 提出書類及びデータに関する注意事項

- ア. 提出書類及びデータを受理した場合には、後日、提案用書類等整理番号通知票を郵送します。
- イ. 提出期限を超過した場合、公募要件を満たさない場合、提出書類及びデータに不備がある場合は、受理できません。なお、提出された書類等は返却しませんので、予め、了承してください。

6. 秘密の保持

(1) 提出物の管理

一旦、NEDO に提出頂いた書類及び電子データ等は、本事業の採択のために用いることとし、NEDO 内で厳重に管理します。ただし、審査の実施に当たり、提出書類の写しを、NEDO から審査委員に送付することがあります。

なお、テーマ名、法人名、連絡先については、本事業の運営改善に資するアンケート、ヒアリング等の調査に利用することがあります。

(2) 応募情報の公表

採択されたテーマについては、提案者及びテーマ名を NEDO のホームページ等で公表します。不採択となったテーマについては、提案者に対してのみ、不採択理由と共に結果を通知します。

ただし、政府機関等からの依頼、問合せ等に対して、その内容が妥当と認められた場合には、使用目的を限って、当該機関等に、提案者、テーマ名及び事業の概要等を知らせることがあります。

(3) 個人情報の取扱い

個人情報については、個人を特定できない状態にした上で、統計資料等に利用することがありますが、それ以外に利用することはありません(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

7. 助成先の選定について

(1) 審査方法

まず、提出された書類をもとに、外部有識者による事前審査（書面審査）を行います。なお、事前審査の過程で、必要に応じて資料の追加やプレゼンテーションの実施を依頼する場合があります。

プレゼンテーションを依頼する場合、プレゼンテーション審査の日時・場所等は、NEDOから、提案書に示された「連絡責任者」に連絡します。なお、プレゼンテーション審査を要する旨の連絡から審査当日までの期間が、1週間程度となる場合があります。プレゼンテーション資料の様式は、公募締切後、遅滞なく、提案書に示された「連絡責任者」へ連絡します。

採択者は、NEDO内で実施する本審査（契約・助成審査委員会）において、事前審査の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等により審査を行い、最終的に決定されます。

なお、上記審査は、非公開で行われ、審査の経過その他の審査に関する問い合わせには、一切応じることができません。

(2) 事前審査の基準

各フェーズの審査基準は、以下のとおりです。

なお、前記のとおり、政策的観点から、「イノベーション・コスト構想」の対象地域で実施される提案であって、同地域への貢献度が特に見込まれる提案については、加対象となります。

<社会課題解決枠フェーズ A、社会課題解決枠フェーズ B、新市場開拓枠フェーズ α 、新市場開拓枠フェーズ β の場合>

ア. 技術審査

- (ア) テーマが、従来技術や競合技術と比較して、優位性や独自性が高いこと。
- (イ) 実施する技術開発に新規性があり、また、技術開発の目標が合理的な根拠に基づき、具体的かつ定量的に設定されており、事業化に向けて適切なものとなっていること。
- (ウ) 解決すべき技術課題が、明確に示されていること。
- (エ) 技術課題の解決方法が、実験データ、論文等の科学的根拠に基づき、具体的に提案されており、事業期間内に技術課題が解決される可能性が高いこと。
- (オ) テーマは、化石燃料の使用量削減、エネルギー需給ギャップの解消に加え、自立運転システム、非常電源、CO₂削減等に活用され得る等、国民生活や社会経済に対する波及効果が大きいこと。
※再生可能エネルギー導入量、CO₂削減量、市場創出効果（金額）等の形で、具体的な成果の予測を定量的に示すこと。
- (カ) 実施計画、実施体制等が適切なものとなっており、また、研究開発の成果により、相当程度の助成金額に対する研究開発効果が見込まれること。

イ. 事業化審査

- (ア) 事業内容が、市場ニーズを踏まえ、競合するビジネスと比較して、優位性が高いこと。
- (イ) 市場ニーズや競合するビジネスが具体的に示され、信頼できるものであること。
- (ウ) 事業化の達成時期、事業化までのマイルストーン、ビジネスフォーメーションと役割分担等が、具体的に示されていること。

- (イ) 事業化計画の実現可能性が高いこと。
- (オ) 事業化の基盤となる知財戦略等が、十分に検討されていること。
- (カ) ターゲット市場の規模が、十分に大きく、短期間で、高収益が望める収益モデルとなっていること(本項目は、新市場開拓枠フェーズ α 及び β にのみ、適用されます。)

<フェーズCの場合>

ア. 技術審査

- (ア) テーマの技術シーズの内容が、従来技術や競合技術と比較して、優位性や独自性が高く、かつ、基礎的な検討が十分に行われていること。
- (イ) 実用化研究開発の目標が、合理的な根拠に基づき、具体的かつ定量的に設定されており、解決すべき技術課題が、明確に示されていること。
- (ウ) 実用化研究開発の目標を達成して得られる最終製品が具備すべき性能、仕様等(最終目標)が、合理的な根拠に基づき、事業化に向けて適切なものとなっていること。
- (エ) テーマは、化石燃料の使用量削減、エネルギー需給ギャップの解消に加え、自立運転システム、非常電源、CO₂削減等に活用され得る等、国民生活や社会経済に対する波及効果が大きいこと。
※再生可能エネルギー導入量、CO₂削減量、市場創出効果(金額)などの形で、具体的な成果の予測を定量的に示すこと。
- (オ) 実用化研究開発の計画、実施体制等が適切なものとなっており、また、事業期間終了後3年以内での事業化を目指す、具体的な内容であること。

イ. 事業化審査

- (ア) 事業化計画の内容が、市場ニーズ等を踏まえたものとなっており、競合するビジネスと比較して、優位性が高いこと。
- (イ) 事業化計画の内容が、費用対効果を、十分に、考慮していること。
- (ウ) 製品開発に必要な特許又はノウハウを保有している、あるいは、大学等の共同研究先や協力企業等からのライセンス供与が確実であること。
- (エ) 事業期間終了後3年以内に事業化を達成するためのマイルストーン、ビジネスフォーメーション(協力企業、販売代理店等の社外体制も含む。)と役割分担等が、具体的に示されていること。
- (オ) 事業化に当たり、法的規制等がある場合には、具体的な対応策を提示すること。
- (カ) 事業化に当たり、知財戦略等が、十分に、具体化されていること。

<フェーズDの場合>

ア. 技術審査

- (ア) テーマが、従来技術や競合技術と比較して、優位性や独自性が高い技術シーズであって、基礎となる技術が確立されていること。
- (イ) 大規模実証研究開発の目標が、合理的な根拠と見込み顧客のニーズに基づき、具体的かつ定量的に設定されており、解決すべき技術課題が、明確に示されていること。
- (ウ) 大規模実証研究開発の結果として得られる製品が具備すべき性能、仕様等が、合理的な根拠に基づき、事業化に向けて適切なものとなっていること。
- (エ) テーマは、化石燃料の使用量削減、エネルギー需給ギャップの解消に加え、自立運転システム、非常電源、CO₂削減等に活用され得る等、国民生活や社会経済

に対する波及効果が大きいこと。

※再生可能エネルギー導入量、CO₂削減量、市場創出効果(金額やシェア)等の形で、具体的な成果の予測を定量的に示すこと。

- (オ) 大規模実証研究開発計画、実施体制等が適切なものとなっており、また、研究開発の成果が、事業期間終了後1年以内に実用化できる可能性が高いこと。

イ. 事業化審査

- (ア) 事業化計画の内容が、市場ニーズ等を踏まえたものとなっており、競合するビジネスと比較して、優位性が高いこと。
- (イ) 事業化計画の内容が、費用対効果を、十分に、考慮していること。
- (ウ) 製品開発に必要な特許又はノウハウを保有している、あるいは、大学等の共同研究先や協力企業等からのライセンス供与が確実であること。
- (エ) 事業期間終了後1年以内に事業化を達成するためのマイルストーン、ビジネスフォーメーション(協力企業、販売代理店等の社外体制も含む。)と役割分担等が、具体的に示されていること。
- (オ) 事業化に当たり、法的規制等がある場合には、具体的な対応策を提示すること。
- (カ) 事業化に当たり、知財戦略等が、十分に、具体化されていること。

(3) 本審査の審査基準

以下の基準により、助成先を決定することとします。

ア. 事前審査の結果を踏まえ、提案の内容が、次の各号に適合していること。

- (ア) 助成事業の目標が、NEDOの意図を踏まえていること。
- (イ) 助成事業の方法、内容等が優れていること。
- (ウ) 助成事業の経済性が優れていること。

イ. 本事業における助成先の事業遂行能力が、以下の各号に適合していること。

- (ア) 助成事業を行う体制が整備されている、又は、整備される予定があること。
(NEDOからの要請に適切に対応できることを含む。)
- (イ) 助成事業に必要な設備が整備されている、又は、整備される予定があること。
- (ウ) 経営基盤が確立されていること。
- (エ) 関連分野の開発等に関する実績を有していること、又は、実績のある大学等の共同研究先や協力企業等からの協力が得られること。

8. 助成先の決定及び通知

(1) 採択結果の公表等について

受理した提案については、採択、不採択に拘らず、その結果を、書面により通知します。

また、採択したテーマ等については、NEDO のホームページ等で公表します。不採択とした案件については、当該提案者に対してのみ、不採択理由と共に、結果を通知します。

また、採択に当たって、附帯条件等がある場合(例：実施体制の見直し等)は、その旨を通知文に明記します。

(2) 事前審査委員会メンバーの公表について

採択結果の公表時に、併せて、公表することとします。

(3) スケジュール

2020 年	9 月 10 日(木)	公募開始
	10 月 9 日(金)12 時	公募締切
	10 月下旬～11 月上旬(予定)	事前審査(書面審査)
	11 月中旬～11 月下旬(予定)	事前審査(プレゼンテーション審査)
		※書面審査通過者のみ
	12 月上旬(予定)	契約・助成審査委員会
	12 月中旬(予定)	助成先の決定
2021 年	1 月中旬(予定)	交付決定通知の発出

※なお、上記スケジュールの公募期間については、状況等により、期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は NEDO ホームページにてお知らせします。

本事業の概要説明、公募手続き、提案書の書き方等についての説明会は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、中止とさせていただきます。

9. 助成対象費用の詳細

助成の対象となる費用は、本事業のためにのみ使用される機械装置等費、労務費、その他経費及び共同研究費です。

費目毎の内容は、次のとおりです。

I. 機械装置等費

1. 土木・建築工事費

プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うために必要な経費

※建屋の建築工事費等、処分制限期間が長い資産を取得するための経費を計上する場合、その使用目的や期間の目途等を確認の上、場合によっては、修正を求めることがあります。

2. 機械装置等製作・購入費

助成事業に必要な機械装置、その他備品の製作、購入に要する経費

3. 保守・改造修理費

プラント及び機械装置の保守(機能の維持管理等)、改造(主として、価値を高め、又は、耐久性を増す場合)、修理(主として、現状を回復する場合)に必要な経費

※保守費の計上対象は、NEDO 委託費又は助成事業費で購入し、かつ、当該研究開発に使用するための装置に限ります。

II. 労務費

1. 研究員費

助成事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費

2. 補助員費

助成事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費(ただし、上記研究員費に含まれるものを除きます。)

※本助成事業で使用する労務費単価は、「時間単位」とします。労務費単価は、原則として、健保等級から、NEDO が定めるルールに基づいて算出します。健保等級適用者以外の労務費単価については、NEDO が別途定めるルールに基づいて算出します。

III. その他経費

1. 消耗品費

助成事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品費等の製作又は購入に要する経費

2. 旅費

助成事業を実施するため、特に、必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費

※学会等の目的で旅費を計上する場合は、学会名、参加者等を明示してください。

3. 外注費

助成事業の実施に必要な加工、分析、部品／ソフトウェア製作等の、請負外注に係る経費

※研究開発要素がある業務は、外注することができません。

4. 諸経費

前述の1～3のほか、助成事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、学会等参加費等

IV. 共同研究費

本事業のうち、共同研究契約等に基づき、国内の共同研究先(提案者以外の公的研究機関)が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、前述のⅠ～Ⅲに定める項目に準じます。

なお、共同研究費については、同交付規程第6条第2項に基づき、定額助成します。

(NEDOが、当該共同研究費を、各技術開発フェーズの助成率に関わらず、100%負担します。)

- ① 共同研究を行う場合には、予め交付申請書に記載することが必要です。
- ② 共同研究費は、交付決定通知書に記載される助成金の額の50%未満である必要があります。
- ③ 共同研究費を計上する場合は、費目別の内訳を提示してください。その際、以下のA)～C)にご留意ください。
 - A) 助成事業者の従業員が、共同研究機関に出向する場合には、当該出向者の労務費は、共同研究費の中で計上することはできません。
 - B) 共同研究機関が購入する機械設備等の費用は、共同研究費の中で計上することができますが、この場合、「当該設備の処分制限の期間は、当該設備を助成金の交付の目的に則り使用する」旨の文言を、共同研究契約書に挿入してください。
 - C) 共同研究機関で発生する間接経費は、本事業の直接経費の10%(大学の場合は15%)を上限として、助成対象とします。
- ④ 共同研究契約を締結するに当たり、以下のA)～E)にご留意ください。
 - A) 共同研究費で購入した設備の取扱いについては、共同研究契約書の中で、「当該設備の耐用年数の期間は、当該設備を助成金の交付目的に沿って使用する」旨の文言を記載してください。
 - B) 共同研究機関に支払った費用について、助成事業者が把握できるように、共同研究契約書の中で、「本契約に関する経理書類の閲覧を申し出ることができ、閲覧の申し出があった場合は、これに応じなければならない。」旨の文言を記載してください。
 - C) 助成事業者は、共同研究契約締結時に、共同研究費の金額の妥当性が説明できるよう、共同研究機関から、予め、積算内訳(支出計画)を入手しておいてください。
 - D) 共同研究契約の締結は、交付決定日以降とし、契約期間は、助成事業期間内とします。
 - E) 共同研究機関から、必ず、経費発生調書、決算報告書又は収支報告書及び成果報告書の提出を求めてください。

(注1) 上記の共同研究費は、大学等(※4)の学術研究機関との研究開発に係る経費を指しており、複数の民間企業等との間で行われる共同研究には、適用されません。

10. その他の留意事項

本事業の事務手続および経理処理は、原則として以下の URL にある「助成事業マニュアル」に準じますが、一部運用が異なる部分があります。

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html

本事業では、「助成事業マニュアル」よりも、原則として以下の内容を優先します。

(1) 経費計上について

ア. 必要理由書

機械装置等製作・購入費、諸経費(外注費、消耗品費等)で 50 万円以上(税込)の物品等を購入する場合又は外注する場合は、必要とする理由を「必要理由書」に記載し、発注前に NEDO に提出してください。また、上述の場合以外でも、NEDO から、同理由書の提出を求める場合があります。

イ. 機械装置等費

土木・建築工事費は、助成の対象が限定されています。以下の点にご留意ください。

(ア) 特殊な環境を必要としない施設整備は、対象外となります。

(イ) クリーンルームは、必要最小限に限ります。

(ウ) プラントを覆う建物は、対象外(毒物等を取り扱う場合を除く。)となります。

(エ) 撤去費の計上は、原則として、認められません。但し、研究開発の実施において、NEDO が必要と認めるものについては、計上を認める場合があります。詳細は、NEDO 担当者にご相談ください

ウ. 労務費

「課題設定型産業技術開発費助成事業事務処理マニュアル」では、研究員(登録研究員)は、4 つに区分されていますが、本事業で労務費を計上する場合には、当該区分の内、時間単価適用者のみ選択できます。

また、健康保険等級適用者以外は、個別に月給額を算定し、必要な場合は日額、時間単価に換算した単価を適用します。

なお、NEDO の判断により、必要に応じ、助成先における過年度分の支払実績等を確認、考慮の上、助成事業開始時等に NEDO による確認を受けた金額を適用することとします。

(2) 助成金の支払い

NEDO は、必要があると認めるときは、助成期間の中途に助成事業の実施に要する経費の一部を助成先に支払います。これを「概算払」といいます。

これに対し、助成期間完了後(確定検査完了後)に手続される最終の経費の支払を「精算払」といいます。

概算払は、原則として、助成事業者の支出実績額等に応じて、年間 4 回実施します。ただし、NEDO が必要と認める場合は、毎月 1 回を限度に、概算払い請求を行うことも可能です。

支払い対象は、概算払いを行う月の前月末迄の支出実績額分となります。助成対象額に、助成率を乗じた金額を支払います。詳しくは、NEDO 担当者にご相談ください。

本事業では、労務費以外の計上基準は、支払ベース(実績主義)のみとし、労務費は、検収ベース(発生主義)としています。ただし、外注先等へ、前渡金で支払いを終えた場合でも、成果物等の検収を終えていない場合については、請求の対象とはなりませんので、ご注意ください。

また、概算払を受けるに当たり、発注、納品、受領、検収、請求、支払を確認できる証憑類の提示及び必要理由書等の提出を求めます。

(3) 事業期間中の研究開発成果品の取り扱い

本事業の目的は、あくまで研究開発を主眼としているため、事業期間中は、その成果品を製品として販売することは認められません。したがって、外部機関における技術評価を目的とした製品の提供であっても、対価を得て提供すること（有償サンプル）は、原則として、認められません。

(4) 処分制限財産の処分

ア. 本事業で取得した機械装置等の財産所有権は、助成事業者にありますが、これを処分しようとする場合(助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合)は、予め、NEDOの承認を受ける必要があります。詳細は、下表を参照してください。

助成事業終了後の処分制限期間中の取得財産の取り扱いについて

助成先	財産の扱い		承認申請	残存簿価相当額の納付
目的内使用	交付決定の内容の研究開発に引き続き使用		不要	不要
目的外使用	研究開発要素あり	研究開発に支障がない範囲で他の事業等に一時的に使用	承認申請が必要	
		当該助成事業に関連しない研究開発等において使用		納付必要【注】
研究開発要素なし	商業生産に使用			
使用中止	廃棄、売却等(特別な事情の説明が必要)			

【注】中小企業者が、助成事業の成果を活用して実施する事業に使用(商用転用)する場合、財産処分に係る納付を免除する場合があります。

NEDOでは財産処分の取り扱いに係る判断は、経済産業省の以下の通達に準じて行います。

詳しくは、以下の通達をご参照ください。なお、当該通達中「大臣」は「NEDO理事長」へ読み替えます。

「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」(経済産業省)

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/org_daijin_kaikei2.htm
↓

イ. 本助成金で取得した固定資産等については、圧縮記帳*を適用することが可能です。

* 圧縮記帳：新たに取得した固定資産の帳簿価格を助成金相当額だけ減額、つまり圧縮して記帳することによって圧縮した減額分だけ損金に算入し、益金の額と相殺的な効果をもたせることにより、直接的な課税が生じないようにする制度です。詳細は、税務署・税理士等に確認してください。

(5) 産業財産権等の届出

助成事業者は、助成事業に基づく発明、考案等について産業財産権等を事業期間、またはその終了後5年間に届出、取得、譲渡若しくは実施権を設定した場合には、NEDOに届出書を提出する必要があります。

(6) 企業化状況報告書

事業期間の終了年度の翌年度以降5年間は、毎年、企業化状況報告書をNEDOに提出してください。

(7) 収益納付

ア. 企業化状況報告書により、助成事業の実施結果の実用化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及び助成事業の実施結果の他への供与による収益が認められた場合は、原則、その収益の一部をNEDOに納付していただきます。

イ. 収益納付額の合計は、助成金の確定額を上限とします。

ウ. 収益納付すべき期間は、事業期間の終了年度の翌年度以降5年間とします。

(8) 追跡調査・評価

事業期間終了後、成果の発展状況を把握するために、追跡調査・評価をお願いする場合があります。

(9) マッチング会

本事業では、助成事業者の研究開発成果を、ビジネスの発展に繋げるため、将来の協業や出資等の支援を見越し、採択事業者と事業会社・投資会社等が、事業紹介や商談等を行う「マッチング会」の機会を設けます。フェーズC及びフェーズDの採択事業者については、各事業者のバリューチェーンを念頭に置いた、事業化体制構築を促進するため、原則として、マッチング会等へ参加してください。

(10) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業では、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動(以下、「国民との科学・技術対話」(※13)という。)に関する経費の計上が、可能です。本事業において「国民との科学・技術対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に、活動実績を盛り込んで報告してください。

(※13)「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

総合科学技術会議ホームページをご参照ください。
<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(11) 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて

- ア. 本事業では、報道機関その他への成果の公開や発表等については、以下のとおりとします。
- (ア) 本事業の成果、実用化、製品化に係る発表又は公開(取材対応、ニュースリリース、製品発表等)を実施する際は、事前に、NEDO に報告してください。特に、記者会見や、ニュースリリースについては、事前準備等に鑑み、必ず、公開の3週間前に報告してください。
 - (イ) 上記報告は、原則として、文書や電子媒体(電子メール等)でお願いします。
 - (ウ) 公開や発表等の内容の調整は、NEDO と事業者の間で、両者合意のもとで、協力して、効果的な情報発信に努めることとします。
 - (エ) 公開や発表に当たっては、NEDO 事業の成果として得られたものであることを、必ず、明示してください。なお、その場合には、NEDO の了解を得て、NEDO のシンボルマークを使用することができます。発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、以下の記載例を参考にしてください。

【発表又は公開する場合の記載例】

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の事業において得られたものです。」

【事業化等について発表又は公開する場合の記載例】

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の事業において得られた成果を(一部)活用しています。」

(12) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(2010年12月7日閣議決定)に基づき、採択決定後、「事業成果の広報活動について(添付資料3)」(全フェーズ共通の提出書類)のとおり、NEDO との関係に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表することがあります。

(13) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

- ア. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき、輸出規制(※14)が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

(※14)輸出規制：我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械など、ある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

- イ. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろん

のこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

ウ. 本助成事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については交付決定時において、本助成事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本助成事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

エ. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

(7) 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>)

(4) 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

(5) 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>

(1) 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

1 1. 問い合わせ先

本事業の内容に関するお問い合わせは、2020年10月8日(木)までに限り、以下の連絡先まで、平日10:00~12:00及び13:00~17:00の間にご連絡ください。

問い合わせは、原則、E-mailのみで受け付けます。電話対応をご希望の場合、E-mailにお名前、電話番号、問い合わせ内容を記載のうえ、ご連絡ください。事務局より折り返しお電話をします。

[問い合わせ先]

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー 20階

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)

イノベーション推進部 プラットフォームグループ

電子メール : venture2020@nedo.go.jp

【ご案内】 中小企業技術革新制度 (SBIR 制度) による支援措置について

本事業は、中小企業技術革新制度 (SBIR 制度) の「2020 年度特定補助金等」として指定される予定のものです。本事業の助成先のうち、中小企業は、その成果を利用した事業活動を行う場合に、各種支援措置を受けることができます。なお、支援措置のご利用に当たっては、個別の支援措置ごとに支援機関の審査や確認を受ける必要があります。

SBIR 制度とは、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づき、中小企業者等の新技术を利用した事業活動を支援するため、関係省庁が連携して、中小企業者等による研究開発とその成果の事業化を一貫して支援する制度です。

<支援措置の概要>

- 1) 特別貸付を受けることができます～株式会社日本政策金融公庫の特別貸付制度～
- 2) 特許費用がお安くなります～特許料等の減免措置～
- 3) 信用保証が厚くなります～中小企業信用保険法の特例～
- 4) 投資による資金を期待できます～中小企業投資育成株式会社法の特例～
- 5) 設備資金の貸付が増えます～小規模企業者等設備導入資金助成法の特例～

詳しくは、以下をご参照ください。

<https://j-net21.smrj.go.jp/develop/sbir/subsidy/index.html>